

条例の点検・見直しシート

| | | 作成年月日 | 平成24年6月29日 | |
|-------|--|-------|---|------|
| 条例の題名 | 三重県文化財保護条例 | 公布日 | 昭和32年12月28日 | |
| 条例番号 | 昭和32年三重県条例第72号 | 直近改正日 | 平成23年10月20日 | |
| 所管部局課 | 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 | 電話番号 | 059-224-3328 | |
| 条例の概要 | 三重県の区域内にあるものうち県にとって重要な文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的として設置 | | 条例の類型 | 法執行型 |
| 視点 | 項目 | 回答 | 検討内容 | |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 文化財保護法第182条第2項の規定により、法律で指定されるもの以外の県にとって重要な文化財を指定し、その保存及び必要な措置を講じるためには、条例で定めることが必要であり、県にとって重要な文化財の保存を行っていくという条例の目的は、現在でも妥当性を有している。 | |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 法律での指定を受けない文化財であって、県にとって重要なものを保存していくことは、県民の文化的向上を図る上で重要である。 | |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | | |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | 該当なし | | |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。 | はい | 文化財保護法第182条第2項の規定により、法律で指定されるもの以外の県にとって重要な文化財を指定し、その保存及び必要な措置を講じるためには、条例で定めることが必要である。 | |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | はい | 文化財保護法第182条第2項 | |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。 | はい | | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | | |
| 有効性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | | |
| | 条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。 | はい | 文化の振興(歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用:26102)に合致 | |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | | |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | | |
| 効率性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | | |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | | |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | | |
| 公平性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | | |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | | |

| | | | | |
|----------|---|------|--------------|---------------|
| その他 | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | はい | | |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | |
| 点検・見直し結果 | 理由 | 特記事項 | 見直しに関する規定の有無 | 有効期限に関する規定の有無 |
| | 改正を検討する。 天然記念物紀州犬及び日本鶏の審査会に関しては、第42条に「審査会は、学識経験者のうちから、その都度、教育委員会が任命又は委嘱した審査員若干名をもつて組織する。」とあるが、その設置規定が他の審議会設置条項と比較して十分とはいえないことから、改正を検討する。 また、「埋蔵文化財」について定義した規定がないことから、規定の追加を検討する。 | | 無 | 無 |